

鳥取県中部地域歯科保健推進協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県中部地域歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）に関し、運営に必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1に定める事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の実情に即した歯科保健の推進方策に関すること
- (2) 地域歯科保健関係者の人材育成に関すること
- (3) その他地域歯科保健推進のために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、中部総合事務所長が、会長の同意を得て招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、中部総合事務所倉吉保健所健康支援総務課内に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に委員である者の任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行し、同年4月1日から適用する。